

令和5年度信州まつもと空港利用広告作成費助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、就航先都市からの観光誘客を促進し松本市内への宿泊者の増加を図るため、信州まつもと空港を発着する指定の便を利用して、松本市内宿泊を含む旅行商品の広告等（チラシ、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、インターネット）作成費の必要な経費に対して、予算の範囲内で助成金を交付することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「旅行業者」とは、旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定による登録者をいう。

2 前条の信州まつもと空港を発着する指定の便とはF D Aが運航する定期便と季節便の丘珠線、J A Lが運航する季節便の大坂線をいう。

(助成対象の要件)

第3条 助成金の交付対象となる旅行商品は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 信州まつもと空港を発着する指定の便を利用すること（片道利用可）
- (2) 松本市内宿泊施設を一泊以上利用すること
- (3) 当該旅行商品チラシ等によって募集する人数の合計が20名以上であること

(助成金の申請者)

第4条 助成金の申請者は、次に定める者とする。

前条の要件を満たす旅行商品の広告をする旅行業者

(助成金の額)

第5条 助成金額は、次に掲げるいずれかの金額とする。

- | | |
|-----------------------------|----------|
| (1) 広告作成商品に対し募集人数が20名以上の場合 | 50,000円 |
| (2) 広告作成商品に対し募集人数が100名以上の場合 | 100,000円 |
- 但し、季節便の丘珠線、定期便の神戸線は広告商品に対し一律 100,000円

(助成金の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、別に定める期間内に、次の各号の事項を記載した助成金交付申請書（様式第1号）を松本観光コンベンション協会長（以下「会長」という）に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所
- (2) 旅行商品名
- (3) 販売予定期間
- (4) 販売担当者
- (5) 募集内容
- (6) 添付資料（①内容が分かる企画書等 ②パンフレット、チラシ等）

(助成金の交付決定)

第7条 会長は、期間内に交付申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査により速やかに助成金を交付するかどうかを決定しなければならない。

- 2 交付決定する旅行商品広告等の総数は、会長が別に定めた数とする。
- 3 ただし、一時に多数の申請があり旅行商品広告等の総数が、会長が別に定めた数を超えた場合は、次の各号の事項により交付決定するものとする。
 - (1)同一申請者が複数の申請をしたときは、当該申請の全部又は一部を選択して交付決定する。
 - (2)信州まつもと空港の利用回数が多い旅行商品広告等を優先とする。
 - (3)その他、送客人数、松本市内滞在時間、観光する施設等を勘案し交付決定する。

(助成金決定の通知)

第8条 会長は、助成金の交付の決定をするときは、その決定の内容及びこれに条件を付したものについては、その条件を助成金の交付の申請をした者に助成金交付決定書（様式第2号）を交付して通知する。

(申請の取下げ)

第9条 助成金の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る助成金の対象事業を取り止めた場合は、速やかに文書をもって申請を取下げなければならない。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったものとみなす。

(実績報告・請求)

第10条 交付の決定を受けた申請者は助成対象商品の販売期間終了後、速やかに助成事業実績報告書兼請求書（様式第3号）を作成したチラシ等の必要な書類を添えて会長に報告しなければならない。

(助成金の返還)

第11条 会長は、偽りその他の不正行為により助成金の交付を受けた者があると認めたときは、助成金を返還させることができる。

(助成対象期間)

第12条 助成対象となる期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。ただし、季節便の大坂線及び丘珠線は運航期間中とする。

(手続きの電子化)

第13条 助成金の交付を受けようとする者は、第6条、第10条に定める書類を電子媒体（PDF）にて提出することができる。

- 2 会長は第8条に定める書類を電子媒体（PDF）にて通知することができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。